

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 2 1 2 回 相模原市都市計画審議会			
事務局 (担当課)	まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)			
開催日時	平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 0 時 3 0 分			
開催場所	相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室			
出席者	委員	1 4 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	事務局	1 4 人 (まちづくり計画部長、都市計画課長他 1 2 人)		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 3 人
会議次第	1 議題 ( 1 ) 相模原都市計画生産緑地地区の変更について 2 その他			

## 審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。( は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

## 1 議題

## ( 1 ) 相模原都市計画生産緑地地区の変更について

市街化区域内農地は毎年減少しているが、平成 2 7 年度には、若干増加している。  
その理由は。

平成 2 6 年度に、特定保留区域となっている麻溝台・新磯野地区を市街化区域に編入したことにより、市街化区域内農地が増加したものである。

今回の生産緑地地区の中に、公益施設である保育園の設置に伴う区域の縮小があった。保育園の隣には生産緑地地区が残っており、保育園児が農地で体験学習をする取組などが出来れば有意義であると考える。

相模原市では、条例制定によりこれまで500㎡以上とされていた面積要件を300㎡としたが、緑地を確保して都市環境を向上するために、他の地方公共団体では、多少距離が離れていても、例えば800m以内であれば一団の農地として認めるという基準を設けている団体もあるが、相模原市では、一団の認定について、こういった基準により運用しているのか。

本市においては、従前は6m程度の道路を介していても、お互いの農地を一団として認定していたが、一団認定の運用が改正され、より柔軟な対応ができることとなった。各指定都市とも情報交換をしているが、各市では様々な解釈をしており、我々もその運用について検討しているところであるが、高低差がある場合なども想定すると、一律に距離という要件だけで一団性を判断してよいのかという懸念もあるため、地形や公共施設の設置状況など個々の状況を勘案した上で、一団性を判断していきたい。

同感である。数値により判断するのではなく、個別の農地を総合的に勘案して、適切に判断するという運用を行っていただきたい。

先ほど保育園と生産緑地地区との連携の話があったが、生産緑地地区には、延焼防止効果などの公共性もあるが、緑地に入って自然を実感するという公共性も認められるのではないかと。そういった農業体験や立ち入ることのできる緑地として生産緑地地区についてどう評価するのか。

都市にあるべき緑地として、立ち入ることができる農地や周辺との連携といった視点なども勘案しながら、今後の生産緑地地区としての在り方について検討していきたい。

市内を巡っていると、雑草や雑木などについて地域から改善依頼を受けることがあるが、そういった農地でも生産緑地地区として取り扱えるのか。

また、市では改善指導をすることはできるのか。

生産緑地地区が適切に管理されておらず、隣接する方から、雑草や木の枝が敷地内に入ってくるなどの苦情を頂くこともあり、市では、その都度、個別にお願いして、所有者に手入れをしていただいている。

農業委員会においても、農地利用最適化推進員が市内の農地をパトロールして適正管理を図っている。

生産緑地地区には税制面での優遇措置もあるため、引き続き農地としての適性管理を依頼していきたい。

農地等の定義としては、一時的に耕作されていない状態のいわゆる休耕地であっても、農地等として取り扱うことができるとされている。

国では、市街化区域内の農地については、これまで宅地化すべき土地としていたが、新たな考え方として、市街地内の貴重な緑地資源として、良好な都市環境の形成に資するものとして、積極的に保全していくという流れになっている。

都市計画の立場からすると、農地の保全というだけでなく、農地の貸付や、都市における体験農園としての活用など、まちづくりと連動した「農」の在り方が求められている。

また、2022年問題として、指定後30年を経過した生産緑地地区を特定生産緑地として指定する制度についても、上手に周知していく必要もあるが、相模原市では、こういった対応をしているのか。

農業協同組合の協力をいただき、会報誌などを通じて、農家の皆様に制度の周知を図っているところである。

生産緑地地区の指定について、市独自の基準の説明があったが、例えば土地区画整理事業施行区域では認められない基準などは、従前の市街化区域内農地の考え方に基づくものであると思う。国における農地の考え方が変わってきている中で、これらの指定基準について見直す予定はあるのか。

本市では、まずは、面積要件を300㎡以上とする条例制定を行ったところであるが、都市の中の農地の在り方については、現在、農政部局が「都市農業振興基本計画」に基づく「地方計画」の策定作業を進めているところである。平成31年度には、「地方計画」が策定される予定であり、そこで示されることとなる本市における都市農業の考え方を踏まえながら、生産緑地地区の指定基準の改正についても検討していきたいと考えている。

農政と商業、都市計画が連携しながら、都市における「農」の在り方について検討していただきたい。

相模原市農業協同組合では、特定生産緑地制度について周知を図っている。会報による周知だけでなく、講演会を開催したり、支店で説明会も行っている。

今後は、農家を個別訪問して制度を説明するなどの取組も予定している。

## 2 その他

なし

### 【審議結果】

#### (1) 議案1号 相模原都市計画生産緑地地区の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

以 上

## 第 2 1 2 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考	出欠
学識経験のある方	青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授	飯島 泰裕		欠席
学識経験のある方	麻布大生命・環境科学部環境科学科教授	伊藤 彰英		欠席
学識経験のある方	東海大学工学部建築学科教授	加藤 仁美		出席
学識経験のある方	明星大学理工学部総合理工学科教授	西浦 定継	副会長	出席
学識経験のある方	東京工業大学副学長環境・社会理工学院教授	屋井 鉄雄	会 長	出席
学識経験のある方	法政大学現代福祉学部教授	保井 美樹		出席
学識経験のある方	相模原市農業委員会会長	高橋 三行		出席
学識経験のある方	相模原市農業協同組合専務理事	落合 幸男		出席
学識経験のある方	相模原商工会議所専務理事	座間 進		欠席
学識経験のある方	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	大塚 亮一		欠席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	小野 弘		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	寺田 弘子		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	大崎 秀治		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	臼井 貴彦		欠席
関係行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局長	石原 康弘		代理
関係行政機関の職員	神奈川県警察本部交通部長	西方 昭典		代理
市の住民の代表	相模原市自治会連合会副会長	草野 寛		出席
市の住民の代表	公募委員	今野 喜与彦		欠席
市の住民の代表	公募委員	田所 秀人		出席
市の住民の代表	公募委員	柳橋 智子		出席